



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

習近平主席による全国人民代表大会成立60周年大会の講話

(2014年9月5日)

同志の皆様、友人の皆様、

60年前、我が人民共和国の創建者たちは、普通選挙を経て誕生した1200人余りの全国人民代表大会代表者とともに、第1期全国人民代表大会第1回会議を開催し、「中華人民共和国憲法」を採択し、ここから中華人民共和国の根本的政治制度である「人民代表大会制度」を確立しました。中国という5000年余りの文明の歴史及び数億の人口を抱える国によって確立された、人民を国の主とする新しい政治制度には、中国政治発展の歴史ひいては世界政治発展の歴史において時代を画する意義があります。

本日、我々がこの場にて盛大な集まりを催し、全国人民代表大会の成立60周年を祝すというのは、人民代表大会制度の確立及び発展という歴史的過程を振り返り、中国の特色ある社会主義路線に対する自信、理論に対する自信及び制度に対する自信を確固たるものとし、新たな歴史の起点において人民代表大会制度を堅持かつ完全化し、全国の各少数民族を含む人民をより適切に組織・動員して「二つの百年」という奮闘目標を実現し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するため奮闘することにほかなりません。

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、主に全方位的な法律サービスを提供しています。

弊所は、お客様の価値の実現を目指し、お客様のニーズをとらえて、高品質なサービスを理念に、チームの連携を活かして、お客様に敏速で有効な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail info@shiminlaw.com

電話

上海 021-6882-5007

北京 010-5811-6181

大連 0411-3960-8570

東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

同志の皆様、友人の皆様、

中国においてどのような政治制度を確立するか、これは近代以降において中国人民が直面してきた歴史的課題です。この歴史的課題を解決するため、中国人民は艱苦の模索を行ってきました。

1840年のアヘン戦争以降、中国では徐々に半植民地・半封建の社会構造が進みました。当時は、民族存亡の危機を救い、民族振興を実現するため、中国人民及び無数の愛国勇士が、国情に適した政治制度モデルを粘り強く探し求めていました。辛亥革命以前の、太平天国運動、洋務運動、戊戌の変法、義和団運動及び光緒新政等はいずれも成功に至りませんでした。辛亥革命後、中国は立憲君主制、皇帝制度復活、議会制、多党制及び総統制等の各種方式を試み、各種政治勢力及びその代表者が次々と登場しましたが、いずれも正しい答えを見出すには至りませんでした。中国はその当時国が荒廃し危機的状況に依然としてさらされ、弱く貧しく、列強はなお中国において横暴な振る舞いをして、利益を強奪し、中国人民はなお苦難と屈辱の只中に暮らしていました。

事実が物語るとおり、旧社会を根本から突き動かすことのなかった自強運動、各種名目の改良主義、旧式農民戦争、資産階級革命派が主導した民主主義革命、西欧の政治制度モデルを踏襲した各種方案は、いずれも中華民族の難局を救い反帝国主義・反封建の歴史的任務を完遂することができず、中国の政局及び社会を安定させることができず、中国のために国家富強を実現し、人民の幸福のために制度保障を提供するにはほど遠いものでした。

中国人民が力強く前進する偉大な闘争において、中国共産党は誕生しました。成立した日から、中国共産党は、中国人民を国の主とし中華民族の偉大な復興を実現することを使命として、「自身の理想とする中華を探し求める」ため決意が片時も揺らぐことなく、「数多くの労働者と農民を呼び覚まし」、筆舌に尽くしがたい革命闘争を行い、ついに帝国主義、封建主義、官僚資本主義という三つの大きな敵を根本的に打ち砕き、人民を国の主とする新中国を確立し、億万の中国人民がこのときから国と社会の主となりました。この偉大な歴史的事件により、近代以降に中国が直面してきた内憂外患、「任人宰割（相手のなすがままにまかせる）」という悲惨な運命を根本から変えました。

中国共産党が率いる中国人民が革命的勝利を得た後に、国の政権はどのように構築すべきでしょうか？国はどのように治めるべきでしょうか？これは国の前途、人民の命運に関わる根本的な課題です。実践探索及び理論思考を通じ、中国共産党はその答えを見つけ出しました。夙に1940年、毛沢東同志は「適切な形の政権機関がなければ、国を代表することはできない。中国は今や全国人民代表大会、省人民代表大会、県人民代表大会、区人民代表大会から郷人民代表大会に至る体系を取り入れ、各級代表大会が政府を選出することができる。」と声明しました。

新中国の誕生は、中国人民がこの構想を実践するための前提を打ち立て、条件を創出しました。1949年9月、臨時憲法地位を有する「中国人民政治協商会議共同綱領」は、新中国において人民代表大会制度の実行を厳かに

宣告しました。1954年9月の第1期全国人民代表大会第1回会議にて採択された「中華人民共和国憲法」に「中華人民共和国の一切の権力は人民に属する。人民が権力を行使する機関は、全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会である。」と明確に定めています。

中国における人民代表大会制度の実行は、人類の政治制度歴史における中国人民の偉大な創造の産物であり、近代以降の中国の政治・生活における痛ましい教訓を真摯に総括して導き出した基本的結論であり、中国社会における100年余りに渡る激しい変革、激動の発展を遂げた歴史的結果であり、中国人民が立ち上がって決断し、自身の命運を司るための必然的な選択です。

60年に渡って、特に改革開放が行われた30数年来、人民代表大会制度は揺るぎなき状態へと絶えず発展し、活力に満ち溢れた様相を呈しています。60年の実践により、人民代表大会制度が中国の国情及び実情に合致し、社会主義国家の性質を体現し、人民が国の主となって決断を下すことを保証し、中華民族の偉大な大復興を実現する良き制度を保障していることが存分に証明されました。鄧小平同志は、かつて「我々が実行するのは全国人民代表大会という一院制であり、これは中国の実情に最も合致している。政策が正しく、方向が正しければ、この体制は大変有益であり、しがらみに囚われることなく国の隆盛と発展に大きく寄与できる。」と語りました。江沢民同志は、「人民代表大会制度は『我党が長期に渡り行ってきた人民政権建設の経験を総括したものであり、国の実務について我党が舵取りを行ってきた一大特色かつ優位性でもある。』」と強調し、胡錦濤同志も「人民代表大会制度は中国人民が国の主となって決断を下す重要な手段かつ最高の実現形態であり、中国の社会主義政治文明の重要な制度の担い手である。」と指摘しています。

新たな奮闘の征途において、人民代表大会制度のもつ根本的な政治制度の役割を存分に発揮し、引き続き人民代表大会制度を通じて国と民族の前途・命運をしっかりと人民の手中に収めなければなりません。これは時代から我々に賦与された栄光ある任務です。

同志の皆様、友人の皆様、

中国において、社会主義民主政治を発展させ、人民が国の主として決断を下すことを保証し、国の政治生活が活力に充ち溢れ、安定と秩序を備えた状態にあることを保証するための要は、党の指導を堅持し、人民を国の主として決断を下し、「依法治国（法による国家統治）」という有機的統一をなすことにあります。人民代表大会制度は、党の指導を堅持し、人民を国の主として決断を下し、依法治国により有機的統一のなされた根底制度を整えます。

人民代表大会制度の堅持と完全化には、中国共産党の指導を全く揺るぐことなく堅持することが欠かせません。中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義のもっとも本質的な特徴です。共産党がなければ、新中国はなく、新中国の繁栄富強もありません。中国共産党という強靱な指導の核心の堅持には、中華民族の命運がかかっています。中国共産党の指導とは、人民が国の主となって決定を下すことを支持し保証することです。我々

は、党が全局を一手に掌握し、各方面の調整の核となる党の統率力を発揮し、人民代表大会制度を通じ、党の路線、方針、政策と意思決定による施策が国家の実務において全面的に貫徹され、有効に実施されるよう保証します。国の政権機関が憲法・法律により積極的かつ主体的に、独立して責任を負い、一つに調和して実務を展開するよう支持し、保証することが必要です。党の主張が法定手続を通じて国の意思となるよう努め、党組織が推薦する人選が法定手続を通じて国の政権機関の指導者となるように努め、国の政権機関を通じて国及び社会に対する党の指導実施に努め、民主集中制原則の運用により党及び国の権威を維持保護し、党全体と全国の団結・統一を維持保護するよう努め、党の指導を絶えず強化し、改善する必要があります。

一人民代表大会制度の堅持と完全化には、人民が国の主となり決断を下すという保証と発展が欠かせません。人民が国の主となり決断を下すことが、社会主義民主政治の本質及び核心です。人民民主は社会主義の生命です。民主がなければ社会主義はなく、社会主義の現代化はなく、中華民族の偉大な復興もありません。我々は、国の一切の権力が人民に属する状態を堅持し、人民の主体地位を堅持し、人民が人民代表大会を通じ国家権力を行使することを支持し、保証しなければなりません。人民民主を拡大し、民主制度を健全化し、民主形態を豊かにし、民主の手段を広げ、各段階・各分野から公民の秩序ある政治参与を拡大し、より広範囲にわたり、より存分に、かつ、より健全化した人民民主を発展させる必要があります。国の各実務においてはいずれも党の群衆路線を貫徹し、人民群衆と密接に連携し、人民の願いに耳を傾け、人民の期待に応え、人民が最も関心を抱く、最も直接的かつ最も現実的な利益問題を絶えず解決し、人民の知恵と力を最大限に結束させる必要があります。

一人民代表大会制度の堅持と完全化には、依法治国の全面的な推進が欠かせません。人民民主の発展には依法治国の堅持、憲法という法的権威の維持・保護が必須です。民主の制度化、法律化を行い、このような制度と法律について指導者の交代により変更してはならず、指導者の考え方や注意力の変化により変更してはなりません。憲法は国の基本法であり、依法治国の堅持には先ず「依憲治国（憲法により国を統治する）」が必要であり、依法執政（法律により政権を執る）には先ず「依憲執政（憲法により政権を執る）」の堅持が必要です。我々は、依法治国を党が人民を指導して国を治めるための基本方策とし、法治を「治国理政（国を治め政治を行う）」の基本方法とし、法治中国の建設を絶えず前進させなければなりません。人民代表大会制度を通じ、社会主義法治精神を大いに発揚し、人民代表大会及び常務委員会が制定した法律法規により国の各事業及び各実務を展開、推進し、人民の平等参与、平等発展の権利を保証し、社会の公平・正義を維持・保護し、人権を尊重・保障し、国の各業務における法治化を実現する必要があります。

一人民代表大会制度の堅持と完全化には、民主集中制の堅持が欠かせません。民主集中制は、中国の国家組織の形式及び活動方式の基本原則です。人民代表大会は国家権力を一元化して行使し、全国人民代表大会は最高国家権力機関であり、地方各級人民代表大会は地方国家権力機関です。我々は、人民代表大会を通じた人民による国家権力の行使を堅持しなければなりません。各級人民代表大会は、いずれも民主選挙により選出され、人民に対して責任を負い、人民の監督を受けます。各級国家行政機関、審判機関及び検察機関は、いずれも人民代表

大会により選出され、人民代表大会に対して責任を負い、人民代表大会の監督を受けます。国家機関が意思決定権、執行権及び監督権を実行し、合理的分業かつ相互調整を行います。中央による統一指導の下、地方の主体性と積極性を十分に発揮し、国による各事業の一元化及び高効率な推進を保証します。

同志の皆様、友人の皆様、

人民代表大会制度は、中国の特色ある社会主義制度の重要な構成部分であり、中国国家の統治体系及び統治能力を支える根本的政治制度です。新たな情勢において、我々は動じることなく人民代表大会制度を堅持し、時代とともに前進し人民代表大会を完全化しなければなりません。現在と、今後の一定の時期において、以下の重要ポイント業務を重点的に強化しなければなりません。

第一に、立法を強化・改善します。「国は常に富強であることなく、常に貧弱であることもない。法を執行する者が強ければ国は富強になり、法を執行する者が軟弱であれば国は貧弱になる。」（*韓非子の中の一文）長期に渡る努力を経て中国の特色ある社会主義法律体系が形成され、我々の国家及び社会生活は、各方面において依拠可能な法律を実現しました。これは、我々が得た大きな成果であり、引き続き前進するための新しい起点でもあります。情勢は変化し、時代は前進しており、法律体系は時代及び実践を経て絶えず発展しなければなりません。

我々は、重要分野の立法を強化し、国の発展と重大な改革を確実に法的根拠に拠らしめ、発展改革の方針を立法の方針とより良く融合させなければなりません。問題指向を堅持し、立法の指向性、適時性、系統性、操作可能性を高め、立法の牽引及び促進という役割を発揮しなければなりません。立法の質を高めるという重点を押さえ、科学的立法及び民主的立法の推進を深化させ、立法の体制及び手続を完全化し、それぞれの立法がいずれも憲法に合致し、人民の願いを反映し、人民の支持が得られることができるよう努力しなければなりません。

第二に、法律の実施を強化・改善します。法律の生命力は、実施することによって決まり、法律の権威も実施することによって決まります。「法令の執行が厳しければ国は統治され、緩ければ国は乱れる。」（*漢代の政論家、文学者王符の言葉）各級国家行政機関、裁判所、検察機関は、法律を実施する重要な主体であり、法律を実施するという法定の職責を担い、「有法不依（法律があっても守らない）」、「執法不嚴（法律を厳格に執行しない）」、「違法不究（違法を追及しない）」の現象を断固として是正し、「以權謀私（権力で私利を図る）」、「徇私枉法（権力で法律を圧する、私情にとらわれ不正をはたらく）」という問題を断固として改め、群衆の適法な權益の侵害行為を固く禁じなければなりません。

我々は、依法治国という基本方策を全面的に実行し、法律の下の全員平等を堅持し、社会主義法治国家の建設を加速し、科学的立法、厳格な法の執行、公正な司法、全人民の法遵守の進度を絶えず推進しなければなりません。法に従った行政の推進を深化させ、法治政府の建設を加速しなければなりません。各級行政機関は法により

職責を履行し、法定の職責を遂行しなければなりません。法により授権されていなければ、行ってはならず、いかなる組織又は個人も法律を超えた特権を持つことは決して許されません。公正な司法の推進及び司法体制改革を深化させ、公正・高効率・権威ある司法制度の建設を加速し、人権的司法保障制度を完全化し、司法の腐敗を厳重に処罰し、全ての司法案件において人民群衆が公平・正義を感じられるようにしなければなりません。

第三に、監督業務を強化・改善します。人民は曇りなき瞳により、至る所に存在し監督の役割を果たします。人民が政府を監督する場合に限り、政府は怠慢にならず、人々が責任を負う場合に限り、「人亡政息（執政者の死により施策が止まる）」となることはありません。人民代表大会制度の重要な原則及び制度設計の基本要求とは、一切の国家機関及びその職員の権力が制約と監督を受けるというものです。

各級人民代表大会及びその常務委員会は、憲法・法律から与えられた監督の職責を担い、国家法制の統一、尊厳、権威を維持・保護し、一府両院（政府、法院、検察院）に対する法律の執行、司法業務に対する監督を強化することで、法律法規が有効に実施されることを確実にし、行政権、裁判権、検察権が正確に行使されることを確実にしなければなりません。地方人民代表大会及びその常務委員会は、法により憲法・法律、行政法規及び上級人民代表大会・その常務委員会の決議が本行政区域内で遵守され執行されることを保証しなければなりません。党紀監督、行政監察、審計署による査察監督、司法監督及び国家機関内部の各形式による紀律監督を強化しなければなりません。人民の監督権力の流路を拡張し、公民はいかなる国家機関及び国家職員に対しても批評と提議を行う権利を有し、いかなる国家機関及び国家職員の違法行為又は職責不遂行為に対しても関連国家機関に提訴し、告発し、又は摘発する権利を有しなければなりません。提訴・告発・摘発の仕組みを整備し、検察・監督を強化し、権利を有すれば必ず責を負い、権利を用いれば監督を受け、権利を侵害すれば賠償し、違法は必ず追及するということを確実に行わなければなりません。

一つの政党、一つの政権、その前途と運命は、人民の支持不支持によって決定されます。人民群衆が反対し、憎む事柄について、我々は確固不動たる意思をもって防止・撃退しなければなりません。人民は腐敗行為を最も憎みます。我々は断固として腐敗に反対しなければなりません。制度を以って権利・物事・人を管理し、汚職に思い及ばない、汚職を許さない、汚職をしようとも思わないようにする有効的な仕組みを形成し、人民が権力を監督し、権力は白日の下で行使され、権力を制度という檻の中に閉じ込めなければなりません。「虎（大物）」も「ハエ（小物）」も共に打倒し、汚職に反対し、横領を厳格に取り締まり、最大限の力を注いで汚職問題を解決し、公正なる党風・政風及び社会風紀の造成に努め、汚職と闘い清廉な政府を作り上げ、人民に信頼されるように努力します。

第四に、人民代表大会代表と人民群衆の連携を強化します。人民代表大会制度が力強い生命力と著しい優位性を有しているのは、これが人民の中に深く根差しているからです。我々の国名、我々の各級国家機関名は、全て「人民」の称号を冠しており、これが中国社会主義政権に対する基本的な位置付けです。中国260万人余の各級人民代表大会代表は、人民の利益と意志を忠実に代表し、法に依って国家権力を行使しなければなりません。各

級国家機関及びその職員は、遂行する業務の如何を問わず、須く人民のために奉仕するものです。この基本的位置付けは、いかなる時も曖昧にしてはならず、弱めることはできません。

各級国家機関が人民代表大会代表との連携を強化し、人民群衆との連携を強化することは、人民代表大会制度を実行する内在的要求であり、自ら代表を選挙し委任することに対する人民の基本的要求です。各級国家機関及びその職員は、人民のために権力を用い、人民のために職務を履行し、人民のために奉仕しなければなりません。また、人民代表大会と人民群衆との連携を強化することを、人民に対する責任とし、重要な項目として人民の監督を受けねばなりません。人民代表大会代表と人民群衆の意見や提案を謙虚に聞き入れ、積極的に社会の関心事に応え、自主的に人民の監督を受け入れ、実務における欠点と過誤を真剣に改善しなければなりません。

第五に、人民代表大会の業務を強化・改善します。新たな情勢と任務は、各級人民代表大会及びその常務委員会の実務に対してより高い要求を突きつけています。総括、継承、完全化、向上の原則に従い、人民代表大会制度の理論及び実践の刷新を推進し、人民代表大会の実務水準を向上しなければなりません。

各級人民代表大会及びその常務委員会は、正しい政治の方向性を堅持し、人民を代表し国家管理の権力を行使するという政治的責任感を増大させ、憲法・法律によって与えられた職責を履行しなければなりません。人民代表大会常務委員会の構成員を本級人民代表大会代表と連携させる仕組みを健全化し、社会情勢と民意を反映し表現する道を滞りなく通じさせます。人民代表大会代表の法による職務履行を支持し且つ保証し、人民代表大会常務委員会、専門委員会の構成員の構成を合理化し、人民代表大会の組織制度、業務制度、議事手続を完全化しなければなりません。各級党委員会は、党の人民代表大会に対する指導を強化・改善し、人民代表大会及びその常務委員会が法により職権を行使し、業務を展開することを支持し且つ保証しなければなりません。

同志の皆様、友人の皆様、

人民民主は、中国共産党が終始一貫高く掲げている旗印です。前進の途において、我々は、確固不動の意志で中国の特色ある社会主義政治発展の道を邁進し、社会主義民主政治の建設を継続して推進し、社会主義政治文明を発展させねばなりません。

中国社会主義民主政治の建設を如何なる考えに基づき計画、推進するかという問題は、国の政治活動においてその根本、全局面及び長期発展を支配します。古今東西、政治発展の道の選択を誤り、社会不安、国家分裂又は人亡政息を招いた例は、枚挙に暇がありません。中国は発展途上の大国であり、正しい政治発展の道を堅持することは、国の根幹そして全局面にかかわる重大な問題です。

国の政治制度を設計し、発展させるには、歴史と現実、理論と実践、形式と中身の有機的な統一を重視しなければなりません。国情と現実に立脚することを堅持し、長年にわたって形作られた歴史的伝承を受け継ぎながらも、いままで歩んできた発展の路程、積み重ねてきた政治経験及び形成された政治原則を理解し、さらに現実面の要求を把握した上で、現実問題の解決に着眼しなければなりません。歴史を断絶、思いつきでよその政治制度

をそのまま持って来ることは許されません。政治制度は政治関係を調整し、政治秩序を確立し、国の発展を推進し、国の安定を維持するためのものです。特定社会の政治条件を離れて政治制度を抽象評価することはできず、どこにもあてはまる千篇一律の政治制度というものは存在しません。政治制度について、他の国にあって我々がないものを見つけると、我々に欠陥があると決め込み、そのまま移植しようとし、又は我々にあって他の国にないものを見つけると、これを不要とし、除去しようとするなど、どれも問題を単純化した一面的な見方であり、正しい見方ではありません。

「柑橘は、淮南に植えれば橘をなし、淮北に植えれば枳をなす」（同じものでも、違う土地では違う結果を生むという意味）と言います。我々は、国外の政治文明の有益な成果を参考にする必要がありますが、中国の政治制度の根幹を成す部分を捨ててはなりません。中国は、960万平方キロメートルの土地と56の民族を擁しており、どこの政治制度をそのままモデルにすることができるのでしょうか？また、誰が我々にあれこれ口出しできるのでしょうか？この多様多彩な世界において、我々は多様性を受け入れ、他者の良きところを謙虚に学び、独立自主を原点に他者の良きところを消化・吸収し、自らの血肉としなければなりません。しかし、形を単に鵜呑みにし、模倣に墮するようなことがあってはなりません。他国の政治制度をそのまま持って来てもうまくはいきません。中国の風土に合わず、望む結果を得ることができず、ひいては国の前途運命を葬り去ってしまう恐れさえあります。国の土壌に根付き、養分を十分に吸収して培った制度が、最も信頼でき、有効です。

この世に完全に同様な政治制度というのは存在しません。そして、すべての国に通用する政治モデルというものも存在しません。「物之不齊，物之情也（物が完璧ではないのは、世の理である。）」各国にはそれぞれ異なる国情があり、それぞれの政治制度も独特なものです。それらはすべて各国の人民が決定したものであり、いずれも各国の歴史伝承、文化伝統、社会経済の発展の上に、長期にわたって発展し、徐々に改善し、進化した結果です。中国の特色ある社会主義政治制度が上手く機能し、生命力を持ち、効率的であるのは、それが中国社会という土壌で生まれ成長してきたものであるからです。中国の特色ある社会主義政治制度は、過去と現在において、中国社会という土壌で成長してきました。未来において、たくましく成長していくためには、引き続き中国社会という土壌に深く根差していかなければなりません。

同志の皆様、友人の皆様、

一国の政治制度が民主的かつ有効であるか否か評価するためには、どこを見るべきでしょうか。国の指導者が法により秩序をもって交代することができるか。人民全てが法により国家と社会の実務、経済と文化の事業を管理することができるか。人民群衆の利益に対する要求が妨げられることなく表明できるか。社会の各構成員が国の政治生活に有効な参加ができるか。国の政策決定を科学的、民主的なものにすることができるか。各方面の人材が公平な競争を経て国の指導、管理体制に参入することができるか。政権党は憲法と法律の規定により国家実務の指導を実現することができるか。権力の運用は有効な制限と監督を受けることができるか。およそこれらの諸点を^{けみ}関しなければなりません。

長期に渡る努力を経て、我々はこれらの重点問題の解決において、決定的な進展をおさめました。実際に存在していた幹部の終身雇用制度を廃止し、幹部任期制度を全面实施するようになり、国家機関と指導層の秩序ある交代を実現しました。また、人民の秩序ある政治参与を絶えず拡大することで、より多くの側面と次元において人民を国の主とすることができました。広範な愛国統一戦線を堅持し且つ発展させ、独自の特色ある社会主義協商民主を発展させることで、各党閥、各団体、各民族、各階層、各界識者の智慧と力を効果的に凝集しました。我々は、民情を理解し、民意を反映し、民智を結集し、民力を尊重する意思決定機構を確立し、政策決定の透明性と民衆の参与を強化し、政策決定が人民の利益と希望に合致することを確実にしています。優れた人材を広く募集する活発な選定・登用システムを積極的に発展させ、各分野における優秀な人材を党と国家の各事業に迎え入れます。「依法治国（法による国家統治）」、「依法執政（法による執政）」、「依法行政（法による行政）」を堅持し、法治国家、法治政府及び法治社会の一体建設を共に推進し且つ堅持することにより、社会全体の法治水準を高め続けてきました。多層的な監督体制を確立し且つ健全化し、各種の公開業務処理制度を整備することで、党と国家の指導機関及び人員の、法定権限と手続による権力行使を確実にします。

中国は労働者階級が主導し、労農連盟を基礎とする人民民主専制の国体を運営しています。また人民代表大会制度という政体、中国共産党の主導による複数政党の連携及び政治協商制度、民族区域の自治制度、末端民衆の自治制度を運営し、鮮やかな中国の独自色を打出しています。これら一連の制度の整備により、人民がより広範かつ充実した権利と自由を享受し、国家と社会の統治により広範に参加することを保証します。また、国家的政治関係を有効に調整し、活力に満ちた政党関係、民族関係、宗教関係、階級関係、国内外の同胞関係を発展させます。民族の結束力を強化し、安定的かつ団結した政治局面を形成します。さらに、力を結集して大事に当り、社会的生産力の解放と発展を効果的に促進し、各種事業の現代化と建設、人民生活の質と水準の継続的な向上を促進します。併せて、国家の独立自主を効果的に維持し且つ保護し、国家主権、安全、利益の発展、中華人民共和国と中華民族の福祉を維持し且つ保護します。

改革開放以来30余年、中国経済の実力、総合的国力、人民の生活水準は継続的に新たな段階へと登り続けて来ました。我々は前進の途上にある世にも稀な艱難険阻を克服し続けて来ました。中国の各民族は長年一致団結して奮闘し、共に栄え、中国の社会は長きにわたり調和と安定を維持しています。これらの事実は、中国の社会主義民主政治が強大な生命力を有し、中国の特色のある社会主義政治発展の道が中国の国情に適っており、人民を国の主とする正しい道であることを十分に証明しています。

同志の皆様、友人の皆様、

ひとつの国家の政治制度は、その国の経済・社会基礎によって決定されます。国家の政治制度はまた逆に経済・社会基礎に対して働きかけ、ないしは決定的な作用を及ぼします。国家の各種制度のうち、政治制度は要（かなめ）の位置を占めています。そのため、中国の特色ある社会主義制度の自信を堅固にするには、先ず政治制

度に対する自信を堅固にし、中国の特色ある社会主義政治発展の道を邁進する信念と決意を強化しなければなりません。

中国の特色ある社会主義民主とは新しいことであり、よきものでもあります。もちろんこれは、中国の政治制度が完全無欠であり、改善と向上が不要だということではありません。制度の自信とは思い上がりや自己満足ではありません。ましてや前進を躊躇することでも己の殻に閉じこもることでもありません。制度に対する自信とはたゆまぬ改革や革新と共にやって来るものであり、政治制度の根幹と基本の堅持という基礎に立って、制度体系の改善と向上をたゆまず推進するということです。民主法治の構築は、人民民主の拡大と経済社会の発展の要求に未だ完全には適応していないと我々は感じて来ました。社会主義民主政治の体制、機構、プロセス、規範及び具体的な運営において、まだ不備が存在しています。人民の民主的権利の保障と、人民の創造性の発揮においてもまだ不足が存在します。これらは継続して改善しなければなりません。改革を全面的に深化させる過程において、我々は積極的かつ着実に政治体制の改革を進め、人民を国の主とすることを根幹とし、党と国家の活力を強化し、さらには人民の積極性を発揮させることを目的として、社会主義政治文明の建設を継続する必要があります。

社会主義民主政治の発展は、国家の統治体系と統治能力の現代化という命題に含まれるべきものです。共産党第18期三中全回において提起された、改革の全面深化という総目標は、二つの内容からなる一つの総体です。即ち中国の特色ある社会主義制度を整備発展させ、国家の統治体系と統治能力の現代化を推進するということです。前者は根本的な方向を規定しています。我々の進むべき方向とは中国の特色ある社会主義の道であり、これ以外の道はあり得ません。後者は根本の方向に導かれつつ中国の特色ある社会主義制度を整備発展させるという鮮明な志向性です。この両者を兼備して初めて完全と言えます。

社会主義民主政治発展の鍵は、我々の強みと特長を拡大することであり、縮小することではありません。党が全局面を一手に掌握し、各方面の調整の核となる党の統率力を発揮し、また党の科学的、民主的、適法な執政の水準を高め、人民を指導して国家を有効に治めるべく努力を続けています。問題に陥ると統率を欠いて、民衆が団結を失うという事態は防がねばなりません。国の一切の権力が人民に属する状態を堅持し、人民による適法な民主選挙の実施を確実にします。また法による民主的政策決定、民主的管理、民主的監督の実施を確実にします。選挙の時だけ大風呂敷をひろげ、選挙が終れば我関せずといった事態に陥らぬよう努めなければなりません。中国共産党指導者の複数政党協力と政治協商制度を堅持・整備し、民間の各種の力の提携と協力を強化します。派閥闘争や衝突を確実に防がなければなりません。民族区域の自治制度を堅持し且つ整備し、平等、団結、互助と、調和の取れた社会主義民族関係を強固にし、各民族の親睦と共存、融和と協力、調和と発展を促進します。民族間の疎隔や衝突は防がなければなりません。末端民衆の自治制度を堅持し且つ整備し、末端の民主主義を発展させ、人民が法により直接的に民主権利を行使する権利を保障します。形のみ権利があるが実際にはないという現象に陥ることを確実に防がなければなりません。民主集中の制度と原則を堅持し且つ整備します。各種

国家機関が能力と効率を高め、調和と協力を進め、治国理政の強大な相乗効果を形成します。相互の妨害による消耗を防ぐべく努めなければなりません。

総じて、我々は社会主義民主政治の制度化、規範化、プロセス化をたゆまず推進し、中国の特色ある社会主義政治制度の優越性をより良く発揮し、党と国家の隆盛と発展、長期的な統治と安定のために制度面におけるより完全な保障を提供する必要があります。

同志の皆様、友人の皆様、

古来、60年は一つの大きな節目です。こんにちこの時、60年前毛沢東同志が第1期全国人民代表大会第1回会議で述べた講話を思い出したいと思います。「我々は一切の艱難辛苦を克服し、偉大な社会主義共和国を建設できる自信を有している。我々は前進している。我々は今正に、未だかつて誰も為し得なかった、栄光に満ちた偉大な事業に取り組んでいる。我々の目的は必ずや達成されるべきであり、それは必ずや達成され得る」

今日の中国共産党員と中国人民は、この崇高な使命を担い、強大な生命力を有する社会主義民主政治をたゆまず発展させなければなりません。中国の夢を実現する偉大な奮闘において、中国人民と中華民族の更に美しく幸福な未来を創造するために、共に励もうではありませんか。

日本語訳作成：世民法律事務所

本日本語訳の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に帰属します。

本日本語訳の全体又は一部を利用される場合は、著作権が世民に帰属すること及び世民のウェブサイトアドレス (<http://www.shiminlaw.com>) を明記いただくようお願いいたします。

Copyright (C) 2013 Shimin Law Offices. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.